

中古住宅適合証明申請書類チェックリスト

(フラット35、財形住宅融資)

フラット35、財形住宅融資の中古住宅適合証明申請のため、次の書類を提出します。

調査書類		確認欄 (※1)	備考
全ての方が提出する書類	1	建物の登記事項証明書の写し	
	2	敷地面積が確認できる書類	土地の登記事項証明書の写し、1に掲げる書類(一戸建て以外)、4に掲げる書類等
	3	建築確認日が確認できる書類	確認済証(建築確認通知書)の写し、検査済証の写し、1に掲げる書類等
	3	建築確認日が昭和56年5月31日以前(建物の登記事項証明書の場合は、「表題部(主たる建物の表示(一戸建て)又は専有部分の建物の表示(一戸建て以外))」の「原因及びその日付」欄に記載されている新築時期が昭和58年3月31日以前)で、耐震評価基準等による判定を行う場合は、別途図面等の提出が必要となりますので、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。	
一戸建て等の場合	4	物件の概要が確認できる書類(書類がない場合は提出不要)	パンフレット、確認済証(建築確認通知書)の添付書類又は竣工図の写し(配置図及び平面図)等(あるものはできるだけご提出ください。)
	5	土地の登記事項証明書の写し	申請に係る全ての地名地番についてご提出ください。
マンションの場合	6	管理規約の写し	
	7	長期修繕計画の写し	計画期間20年以上等一定の要件を満たす必要があります。
	6及び7の書類に代えて、次のいずれかの書類を提出することもできます。 (※6及び7の書類に代える場合は、提出する書類に○印を付してください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧公庫マンション情報登録証明書(旧公庫マンション情報登録制度(※2)に登録されている物件の場合) ・マンションみらいネットのHP上で公開されている登録情報(管理規約・修繕計画)の写し(マンションみらいネット(※3)の登録情報により、管理規約の内容が確認できる場合は6の書類に、長期修繕計画の内容が確認できる場合は7の書類に代えることができます。) ・過去の中古住宅適合証明書(証明書有効期間内のもの)の写し(※4)(過去に中古住宅適合証明書を取得している物件で、検査機関又は適合証明技術者が同一の場合に限ります。) 	
住宅の構造が「木造の住宅(※5)」に該当する場合(※6)	8	設計図書	耐久性基準に関する検査に必要となります。耐久性基準が確認できる書類がない場合の取扱いについては、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。
住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合	9	中古住宅構造確認書	構造の検査に必要な図面などが無い場合で、住宅メーカーに確認する方法です。書式、取扱い等については、機構ホームページでご確認ください。 (http://www.flat35.com/tetsuduki/cvuko/kensa_doc.html)
併用住宅の場合	10	設計図書	住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類(平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの)
フラット35Sの基準を適用する場合 (※適合証明申請は、中古タイプ基準を除き、検査機関に限る。)	11	新築時の適合証明書等の証明書、評価書等を活用する場合	それぞれの基準を満たす次の書類の写し ①新築時の適合証明書 ②新築住宅の建設住宅性能評価書 ③既存住宅の建設住宅性能評価書 ④新築時の現場審査合格書等 ⑤所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類又は集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、新築時の「住宅事業建築主基準に係る適合証」(一戸建てに限ります。)
	12	上記以外の場合	それぞれの基準において活用可能なものは、次のとおり。 【フラット35S(優良な住宅基準)の場合】 ・省エネルギー性:左記の①②⑦(※8) ・耐久性・可変性:左記の①② ・耐震性、バリアフリー性:左記の①②③ 【フラット35S(中古タイプ基準)の場合】 ・外壁等断熱:左記の①②④ ・段差解消、手すり設置:左記の①②③ 【フラット35S(特に優良な住宅基準)の場合】 ・省エネルギー性:左記の①⑤⑦(※9) ・耐震性、バリアフリー性:左記の①②③ ・耐久性・可変性:左記の①⑥ (注)フラット35Sの基準に関する図面等は原則不要です。 (注)新築時の状態(認定低炭素住宅の場合は、改良時に認定を受けた状態を含みます。)から増改築がある場合は、上記の証明書、評価書等を活用できません。
その他	13	物件検査の項目によっては、図面等をご提出いただく場合があります。詳しくは、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。	次のいずれかの基準を適用する場合に限ります。 【フラット35S(優良な住宅基準)の場合】 ・耐震性又はバリアフリー性 【フラット35S(中古タイプ基準)の場合】 ・開口部断熱、段差解消又は手すり設置 【フラット35S(特に優良な住宅基準)の場合】 ・耐震性又はバリアフリー性

- ※1 提出する書類がある場合は、確認欄に○印を付してください。
- ※2 旧公庫マンション情報登録制度とは、第三者の登録機関がマンションの管理規約、長期修繕計画等の共用部分の維持管理内容の情報を管理組合からの申請に基づいて登録する制度をいいます。詳しくは、機構ホームページでご確認ください。
(http://www.jhf.go.jp/customer/ki_jyun/tsumitate_reuse_kouko.html)
- ※3 マンションみらいネット(<http://www.mirainet.org/>)とは、(公財)マンション管理センターが運営している登録制度をいいます。
- ※4 同一住棟内の他住戸の適合証明書の写しによることができます。
- ※5 「木造の住宅」とは、主要構造部を耐火構造とした住宅及び準耐火構造(省令準耐火構造を含む)の住宅以外の住宅をいいます。募集パンフレット、旧公庫融資書類(現場審査通知書又は適格認定通知書)、設計図書でご確認ください。
- ※6 財形住宅融資(リ・ユース住宅)の場合は不要です。
- ※7 適用したエコポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」のものに限ります。
- ※8 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の欄が「断熱等性能等級4」、「一次エネルギー消費量等級4」、「省エネルギー対策等級4」又は「省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)」のものに限ります。
- ※9 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」(一戸建てに限ります。)又は「一次エネルギー消費量等級5」のものに限ります。